

「正当な理由」における日常生活圏域別事業所数（江東区）

令和5年9月1日時点

日常生活圏域	住所	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型 通所介護
白河	常盤、新大橋、森下1・2丁目、三好3・4丁目、白河、高橋	2	3	0	2
海辺	千石、石島、千田、海辺、扇橋	5	4	3	7
住吉	森下3～5丁目、猿江、住吉、毛利	7	2	2	6
平野	清澄、平野、三好1・2丁目、佐賀、福住、深川、冬木、門前仲町、木場3丁目	1	4	1	3
古石場	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2丁目	6	1	0	0
東陽	木場4・5丁目、東陽	14	2	3	1
塩浜	塩浜、潮見、木場1・6丁目	2	1	1	2
豊洲	豊洲、東雲、有明、青海、海の森	3	2	0	1
枝川	枝川、辰巳	2	1	0	1
亀戸	亀戸1・2・6丁目	6	4	3	2
亀戸北	亀戸3～5丁目	6	4	0	0
亀戸東	亀戸7～9丁目	0	1	1	3
大島	大島3・5・6丁目	7	2	1	0
大島西	大島1・2・4丁目	3	0	1	0
大島東	大島7～9丁目	5	2	0	0
北砂西	北砂1～3、5丁目	4	5	1	1
北砂東	北砂6丁目、東砂1・2丁目	2	1	0	1
北砂南	北砂4・7丁目、南砂4・5丁目	1	1	1	3
東砂	東砂3～7丁目	3	2	1	2
南砂	南砂1・2丁目	0	5	0	0
新砂	東砂8丁目、南砂3・6・7丁目、新砂、新木場、夢の島、若洲	4	3	1	1